

懲戒解雇無効 二審も支持

高裁判決 常葉学園 准教授訴訟

刑事告訴したことを理由

に懲戒解雇されたのは不当

として、常葉大短期大（静

岡市葵区）の男性准教授

（四四）が、運営する学校法人

常葉学園に対し、解雇の無

効などを求めた訴訟の控訴

審判決が東京高裁であつ

た。大段^{おおだん}亨裁判長は解雇の

無効と解雇後の給与の支払

いを認めた一審判決を支持

し、原告、被告双方の控訴

を棄却した。判決は十三日

付。

准教授は二〇一二年、学

園内の補助金不正受給問題

を内部調査していたとこ

ろ、学園側からパワハラを

受けたとして、学園理事長

らを強要罪で静岡地検に刑

事告訴し、不正受給を内部

告発した。その後、理事長

らは不起訴となり、学園は

一五年、信用を損ねたとし

て男性を懲戒解雇した。今

年一月の一審静岡地裁判決

は「刑事告訴は就業規則の懲戒解雇に該当しない」と判断した。

控訴審判決で大段裁判長は「懲戒解雇が内部告発に對する報復であることは否定できない。解雇は相当でない」と指摘した。解雇による精神的苦痛に對する慰謝料の支払い請求は認めなかつた。

准教授は本紙の取材に對し「学園側に反省はない。組織性を問う内部告発が萎縮する」と語った。常葉学園の担当者は「判決は非常に遺憾。上告するかどうか検討したい」と述べた。